

厚生労働省 障がい福祉計画・障がい児福祉計画基本指針

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村もしくは圏域で関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員 保健師 訪問看護師 等を配置する。

- コーディネーターは・・・
- 多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる
 - 協議の場に参画し、地域における課題の整理、地域資源の開発等を行う
- } 医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する

医療的ケア児等の役割	1. 医療的ケア児等と家族の個別支援	2. 多職種協働支援の調整	3. 地域全体の支援体制の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・退院時、地域の窓口になる ・本人の成長、家族の生活の変化に応じ、切れ目ない個別支援チームを作る ・市町村と協力し災害時個別支援計画を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の事業所間や、多様な機関の看護職をはじめとする専門職相互の連携・協力体制の促進 ・多職種間の情報共有、助言、関係調整を行い、多職種連携、協働を促進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会・連携推進会議への積極的な参画 ・圏域全体の医療的ケア児等の実態把握・情報更新、県との共有 ・支援資源の把握と将来の需要を見越した開拓をすすめ、支援向上のための助言、制度利用を促進する ・支援人材の育成、配置調整、スキルアップのための指導・研修実施

医療的ケア児等支援スーパーバイザーの役割	1. 代表コーディネーターの後方支援	<ul style="list-style-type: none"> ・代表コーディネーターと困難支援の事例、看護連携、資源開拓等の共有とその取組みの協力、助言し、好事例を収集・提供する ・個別支援や地域支援資源の開拓に活用できる制度や施策について最新の情報を収集し、わかりやすい形で提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域のニーズに応じた人材育成、スキルアップの研修の企画・実施に協力する
	2. 全県の支援体制向上にむけて	<ul style="list-style-type: none"> ・信州大学病院、県立こども病院と圏域基幹病院・医療型短期入所等の医療機関の役割分担、連携の促進 ・医療的ケア児等支援連携推進会議等を通して、長野県医師会、長野県看護協会、長野県薬剤師会、信州大学医学部等との協力による全県的長期的な医療支援人材育成、地域リハビリテーションや成人移行期支援体制の構築に努める 	

医療的ケア児等の配置と報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等代表コーディネーターは地域の自立支援協議会、もしくは連携推進会議において選出、実情に応じて配置する ・報酬の予算拠出については国の医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）の活用をはじめ、圏域の実情に応じて市町村の協議で定める
---------------	--